

松江市男女共同参画推進条例のあらまし

条例の前文

条例の冒頭に前文を設け、これまでの経緯、条例の必要性、推進への決意など条例制定の趣旨を示しました。

条例の目的（第1条）

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市・市民・事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する基本的なとりくみを定めることによって、男女共同参画を総合的・計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

用語の定義（第2条）

この条例で使われる特殊な用語の意味を説明しています。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいいます。

積極的改善措置

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、男女間で格差がある場合、それを改善するため、必要な範囲で、一方の性を対象としたとりくみを行うことをいいます。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動によって、人を不快にさせたり、生活環境を悪化させたり、不利益を与えることをいいます。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。ここで言う配偶者とは、事実上婚姻関係にある場合や過去に配偶者であった者も含みます。

基本理念（第3条）

男女共同参画をすすめるにあたって基本となる7つの理念を提示しました。

男女の人権の尊重

男女が性別の違いにより差別されることなく、個人として能力が発揮できることが重要です。

ドメスティック・バイオレンスなどの根絶

ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力的行為は、人権を著しく侵害し男女共同参画をすすめるうえで大きな障害となる行為です。早急に根絶されることが重要です。

性と生殖に関する健康などの尊重

妊娠、出産など性と生殖に関することについては、妊娠・出産時期だけでなく、思春期、高齢期など生涯を通じて健康が確保されることが重要です。また、男女が互いの性を理解し合い、当事者の意思が尊重されることが重要です。

制度・慣行などへの配慮

社会制度や慣行において、男女の固定的な役割が男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼしていることがあります。男女が性別に関わらず多様な生き方を選択できることが重要です。

政策・方針の決定過程への男女共同参画

審議会などの委員や、官公庁や企業での管理職、団体の役員などには徐々に女性の参画がすすんでいるものの未だ十分ではありません。政策・方針の立案・決定の場に男女が共に共同して参画できることが重要です。

家庭生活と社会生活の両立

家族の協力と社会の支援によって、育児、家事、介護などの家庭生活と仕事などの社会生活が両立できることが重要です。

国際的とりくみとの連携・協調

男女共同参画は、国際的なとりくみの一環としてすすめられてきました。国際的とりくみとの連携・協調が重要です。

市、市民、事業者の役割（第4条～第6条）

- 市は、市民・事業者と協力して男女共同参画のとりくみを総合的、計画的に実施します。
- 市民の皆さんは、市と協力して、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- 事業者の皆さんは、市と協力して、事業活動において、男女共同参画の推進に努めましょう。

権利侵害の禁止など（第7条～第8条）

誰であっても、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する権利侵害行為をしてはなりません。また、このような行為を助長しないよう配慮しなければなりません。

市が実施する基本的なとりくみ（第9条～第23条）

市は、男女共同参画をすすめるため、次のようなとりくみをすすめます。

男女共同参画計画の策定（第9条）

市は、男女共同参画のとりくみの総合的な指針となる計画を策定します。

推進体制などの整備（第10条、第13条）

市は、市の施策全般にわたって男女共同参画に配慮するとともに、松江市男女共同参画センターなど男女共同参画をすすめる体制を整備します。

広報活動と情報提供（第11条、第14条）

市民や事業者の皆さんに対し、広報活動や情報の提供をすすめます。

教育における配慮（第12条）

学校教育や社会教育の場との連携をすすめます。

審議会などでの男女共同参画の促進（第15条）

市が設置する審議会などの委員を選任する場合は、男女がともに10分の4未満とならないよう努めます。

市職員での女性登用の促進（第16条）

市職員において、女性が管理職などに積極的に登用されるよう努めます。

市の出資法人の届出（第17条）

市が出資する法人などの外郭団体は、男女共同参画の状況を市長に届け出ることになります。必要に応じて市長は意見を述べます。

市の施策についての苦情への対応（第18条）

市の男女共同参画のとりくみについて苦情を申し立てることができます。

ドメスティック・バイオレンスなどへの対応（第19条）

市は、ドメスティック・バイオレンスなどで困っている方の相談に応じます。また、ドメスティック・バイオレンスの被害者を支援する民間活動（民間シェルターなど）を支援します。

調査研究と年次報告（第20条～第21条）

市は、男女共同参画についての調査研究を行います。また、とりくみの状況をとりまとめて毎年公表します。

男女共同参画審議会の設置（第22条～第23条）

男女共同参画について市民や有識者を交えて審議するため、男女共同参画審議会を設置します。